

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 1 8 号

平成 30 年 8 月 2 日

木 曜 日

目 次

告 示

○四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域の

一部を改正する告示

(港営課) 2

告 示

四日市港管理組合告示第 8 号

四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域（平成 16 年四日市港管理組合告示第 17 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 30 年 8 月 2 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 国際埠頭施設における制限区域の項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号から第 12 号までを 3 号ずつ繰り上げる。
- 2 水域における制限区域の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
